平成29年度　市民税・県民税申告書

（提出用）

印西市長宛

平成　　年　　月　　日提出

現住所		※記入不要
平成29年1月1日現在の住所	同上	電話番号
		世帯主の氏名 / 続柄
フリガナ / 氏名	㊞	個人番号 / 生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）

申告書①

（所得のなかった方は、申告書左下「所得のなかった方の記載欄」にご記入願います。）

○この申告書は、二枚目が控用（複写式）となっています。

※印の欄には記載しないでください。

所得金額

給与収入	（事業所名）	給1	収入金額 円	源泉徴収票の支払金額・申告書②の㋒で計算した収入金額を記入してください。	特定支出 円	所得金額 円
雑 公的年金等	（種類）遺族・障害年金は含みません。	年2	収入金額 円	公的年金等控除額 円	㋑公的年金等控除後の額 円	所得金額（㋑＋㋺－㋩）
雑 その他	（支払者名）	そ3	㋺収入金額 円	㋩必要経費 円	㋺－㋩ 円	

	種類	㋑収入金額 円	㋺必要経費・専従者控除額 円	㋩青色申告特別控除額 円	所得金額（㋑－㋺－㋩）	
事業	営業等				営4 円	
事業	農業				農5	
不動産					不6	
配当（利子）					配利7	
総合譲渡・一時	総合譲渡・一時所得のある方は申告書②で計算してください。				8	
該当の分離所得のある方は該当項目に○をつけて申告書②で計算してください。　先物取引　山林　退職 短期譲渡（一般・軽減）　長期譲渡（一般・特定・軽課）　一般株式等の譲渡　上場株式等（譲渡・配当等）						
					所得合計 9	

所得控除

雑損	損害の原因 / 損害年月日	損害資産の種類	㋑損害金額 円	㋺補てんされる金額 円	差引損失額（㋑－㋺） 円	災害関連支出額 円
医療費	㋑支払医療費 円	㋺保険等補てん額 円	差引負担額（㋑－㋺） 円	所得合計の5％か10万円の少ない方の金額㋩ 円		
社会保険料	㋑源泉徴収票の社会保険料 円	㋺国民健康保険支払額 円	㋩後期高齢者医療保険料支払額 円	㋥国民年金支払額 証明書を添付 円	㋭介護保険支払額・その他 円	
小規模企業共済等掛金	控除額は、支払った小規模企業共済等掛金と心身障害者扶養共済制度掛金との合計額					
生命保険料	新生命保険料の計 14 円		旧生命保険料の計 17 円			
	新個人年金保険料の計 15 円		旧個人年金保険料の計 18 円			
	介護医療保険料の計 16 円					
地震保険料	地震保険料の計 20 円		旧長期損害保険料の計 21 円			

雑10	円						
医11	（最高200万円 ㋑－㋺－㋩）						
社12	（㋑＋㋺＋㋩＋㋥＋㋭）						
小13							
生19							
地22							

配偶者特別控除	氏名	続柄	生年月日	同・別居	障害	個人番号
		妻・夫	明・大・昭・平　・　・	同・別	身体 療育 級 / 精神 度	
※配偶者に38万円を超える所得があり配偶者特別控除の適用を受ける時は右側に配偶者の合計所得の記入をお願いします（収入ではありません）。→						配偶者の合計所得の額 円
扶養控除（配偶者を除く）			明・大・昭・平　・　・	同・別	身体 療育 級 / 精神 度	
			明・大・昭・平　・　・	同・別	身体 療育 級 / 精神 度	
			明・大・昭・平　・　・	同・別	身体 療育 級 / 精神 度	
			明・大・昭・平　・　・	同・別	身体 療育 級 / 精神 度	

該当本人欄	障害者控除（障害の程度を記入）	寡婦・寡夫控除	勤労学生控除	学校名
	身体 療育 精神 級（度）	離婚 死別	学生証の写しを添付してください	

控配	1・普通	2・老人
配特	合計所得 円	
	控除額 円	0 0 0 0
扶養	特定 / 老人 内同居 / その他 / 16歳未満	
	特別障害 内同居 / 普通障害	
本人該当	特別障害	普通障害 / 勤労学生
	寡婦特別	寡婦一般 / 寡夫
基礎	3 3 0 , 0 0 0 円	
控除合計	23 円	

住借控除		
居住開始 ・ ・	特定	該
所得税課標 円		
控除前所得税		
控除可能額		

給与・公的年金等に係る所得以外（平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法について

□給与から差し引き（特別徴収）　□自分で納付（普通徴収）

所得のなかった方の記載欄（前年中どのように生計をたてていたか○をしてください。）

1預貯金　2非課税収入（遺族・障害年金等）（　　）　3その他　4下記の人より扶養（援助）を受けていた

住所

氏名

寄附金に関する事項（ふるさと納税含む）

都道府県、市区町村分（ふるさと納税）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	